

森第1766-1号

平成27年3月6日

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長

(公 印 省 略)

安全な乾燥きのご類加工品の供給等について

日頃より、森林行政の推進について御協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、今般、食品中の放射性物質の基準値を超える「乾燥きのご粉末」が流通していたことが確認されました。

このことについては、先に平成26年9月12日付けの通知により周知したところですが、再度、徹底を図るため、下記のとおり通知します。

記

- 1 乾燥きのご類をさらに粉末にして販売する場合、食品の基準値はこの粉末の状態に対して適用されます。
- 2 原料の乾燥きのご類としては、安全性に問題がないものの、粉末製品になることにより、食品の基準値を超過する場合があります。これを考慮する必要があります。
- 3 乾燥きのご類加工品を出荷販売する場合は、事前に自主検査し、基準値以下であることを確認してから出荷販売するよう、各林業事務所・支所と協力の上、生産者や直売所等への周知等の再徹底を図ることについて、御配慮くださるようお願いいたします。

農林水産部森林課	林業振興室
電話	043-223-2966
FAX	043-225-7448